

議案第127号

京丹後市水道事業給水条例等の一部改正について

京丹後市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

災害その他非常の場合において、管理者が認めるとときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置工事又は排水設備工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものである。